

米海兵隊員による暴行被疑事件及び酒気帯び運転に対する意見書

令和 4 年 7 月 2 日、午前 4 時 54 分頃、普天間基地所属在沖米海兵隊伍長（22 歳）が、沖縄市中央二丁目所在の路上にて、沖縄市飲食店従業員（20 代）の背後から両腕で、首を絞める暴行を加えたとして、同日午前 5 時 22 分に現行犯逮捕されたとの報告が沖縄防衛局よりあった。

今回の暴行被疑事件においては、未だ検察庁の取り調べの段階にあることは承知しているが、市民から沖縄署へ通報があったこと、暴行被疑事件として現行犯逮捕されている事実から、市民への暴力行為は絶対に許されないものと考えており、大きな憤りを感じている。

また、令和 4 年 5 月 28 日には、キャンプ・ハンセン所属の米海兵隊曹長（45 歳）が、沖縄市中央一丁目 14 番 7 号付近道路において、酒気を帯び、呼気 1 リットルにつき 0.15 ミリグラム以上のアルコール（基準値の約 5 倍）を身体に保有する状態で、普通乗用車を運転したとして、現行犯逮捕されたばかりであり、海兵隊員による事件・事故が立て続けに発生していることについて、綱紀粛正及び教育の徹底がされていないと言わざるをえない。

よって、沖縄市議会は、米海兵隊員による飲酒絡みの事案が続いていることに對し強く抗議するとともに、今後、悲惨な事件・事故を二度と繰り返さないためにも、実効性のある再発防止策を講ずることについて、米軍に対し申し入れるよう要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 7 月 8 日

沖 縄 市 議 会

宛 先

外務省沖縄事務所

沖縄防衛局